

特 退 共

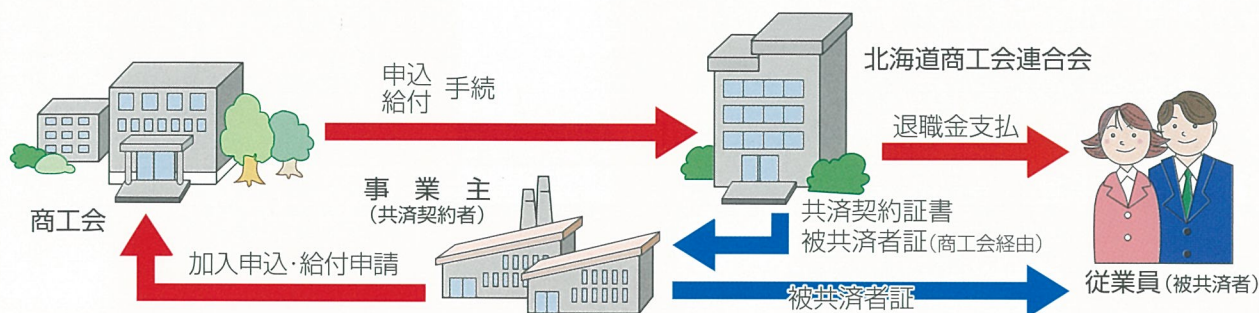
北海道中小企業従業員退職金共済

～働く人の安心を積み立てる～

① 特退共とは

この制度は、北海道商工会連合会が、国税庁の承認を得て、特定退職金共済団体として実施しているもので、中小企業の退職金制度への加入を推進することにより、労働力の確保と安定化を図っています。

② 制度の仕組み



③ 制度の特色

新規契約の掛金負担軽減措置として、新規加入の中小企業者に掛金の1/2（被共済者1名につき、月額5,000円が上限）が加入月から1年間にわたり軽減されます。

④ 加入資格

〔1〕 加入できる企業（共済契約者）

北海道内に事業所をもつ次の企業です。また、国の中退共に参加している場合でもそれと併行してこの制度に参加できます。ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入はできません。

- | | |
|-----------------|----------------------------------------|
| ① 一般業種（製造・建設業等） | 常時雇用する従業員数が300名以下
または資本金・出資金が3億円以下 |
| ② 卸売業 | 常時雇用する従業員数が100名以下
または資本金・出資金が1億円以下 |
| ③ サービス業 | 常時雇用する従業員数が100名以下
または資本金・出資金が5千万円以下 |
| ④ 小売業 | 常時雇用する従業員数が50名以下
または資本金・出資金が5千万円以下 |

〔2〕 加入対象従業員（被共済者）

従業員は原則として全員加入させて下さい。ただし、次の人は加入できません。

- ① 共済契約者と生計を一にする親族 ② 法人の役員 ③ 休職期間中の人

⑤ 掛金

掛金は月額1,000円を1口として1口以上30口（30,000円）以下で自由を選択してください。また、従業員（被共済者）ごとに選択した掛金月額は加入後いつでも増額できます。

⑥ 給付

〔1〕退職金

加入従業員（被共済者）が退職すると、掛金の納付された月数に応じて、退職金が支給されます。

〔2〕解約手当金

共済契約者が共済契約を解除した場合、規定により、加入従業員（被共済者）に解約手当金を支給します。

（注）加入1年未満で退職するときは、退職金・解約手当金ともに支給されません。

⑦ お申し込み

所定の申込書に必要事項を記載の上、地元商工会にお申し込み下さい。

⑨ 退職金のめやす

下表は道内企業の退職金表ですので、これを参考に業種及び職種等を考慮して、掛金を決める際の判断基準として下さい。

⑧ 税法上の取扱

〔1〕掛金 掛金は全額、損金または必要経費として計上できます。

〔2〕退職金 退職所得となります。

【課税額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2】

〔3〕解約手当金 一時所得となります。

■道内学歴別退職金支給状況（自己都合の場合）

勤続年数(年)	大学卒(千円)	短大卒(千円)	高校卒(千円)
3	225	181	172
5	434	370	345
10	1,294	1,112	1,042
20	4,617	4,099	3,903
30	10,049	8,786	8,488
定年	15,440	14,648	15,178

資料：北海道経済連合会「平成25年モデル退職金調査」

退職金額表（抜粋）

掛金納付年数 掛金月額(円)	1年	3年	5年	10年	15年	20年
1,000円	12,000円	36,600円	61,500円	126,200円	194,200円	265,700円
3,000円	36,000円	109,800円	184,500円	378,600円	582,600円	797,100円
5,000円	60,000円	183,000円	307,500円	631,000円	971,000円	1,328,500円
7,000円	84,000円	256,200円	430,500円	883,400円	1,359,400円	1,859,900円
10,000円	120,000円	366,000円	615,000円	1,262,000円	1,942,000円	2,657,000円
15,000円	180,000円	549,000円	922,500円	1,893,000円	2,913,000円	3,985,500円
20,000円	240,000円	732,000円	1,230,000円	2,524,000円	3,884,000円	5,314,000円
25,000円	300,000円	915,000円	1,537,500円	3,155,000円	4,855,000円	6,642,500円
30,000円	360,000円	1,098,000円	1,845,000円	3,786,000円	5,826,000円	7,971,000円

（制度の改正等）

注1 上記の退職金額表は、現在使われている退職金額で、将来規則等の改正及び社会経済状況の変動により変わることがあります。

（経過措置）

注2 平成16年3月以前の加入従業員（被共済者）の退職金額については、別途の算定方式によります。

お申し込み・お問い合わせは

商工会

北海道商工会連合会

〒060-8607 札幌市中央区北1条西7丁目1番地 ☎011-271-0151